

授業料の負担軽減

就学支援金・新制度 所得制限:なし

支給上限額 **45万7,200円(年額)** ※通信制課程の支給上限額は33万7,200円(年額)

道の授業料軽減補助金

計算式 **市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額**

上記による算出額が **<15万4,500円の場合** → 最大2,000円(月額)を就学支援金に上乗せして補助

私立高校生 就学支援金＋ 授業料軽減 補助金

(月額)
40,100円

(月額)
38,100円

年収590万円未満世帯の生徒に対しては、「国の就学支援金」と「道の授業料軽減補助金」を合わせて最大40,100円(月額)を補助します。
※保護者の失職等で授業料の納付が困難となった場合を含みます。

奨学のための給付金(年1回)
※年収490万円未満程度



道の授業料軽減
最大**2,000円**(月額)

国の就学支援金
最大**38,100円**(月額)

支給要件、支給額などの
詳細は、右ページを
ご覧ください。

年収・目安
(家計急変後の推計)
所得判定基準(算定基準額)
(家計急変後の推計)

0～590万円未満程度

～154,500円

590万円～

154,500円以上

※制度の改正に伴い、これまで就学支援金制度の対象であった
外国籍生徒及び外国人学校に通う生徒については、他の制度
で支援を受けることとなります。
詳細につきましては、北海道総務部行政局学事課あてにお問い合わせください。

ご自身の課税標準額は
「マイナポータル」で

マイナポータルHPの
「あなたの情報」から
確認できます。



マイナポータルHP

ご利用にはマイナンバーカードが必要です。

私立 小中学生

私立の小中学校等に入学後、失職等の家計急変による経済的理由から
授業料の納付が困難となった児童生徒を支援します。
※収入などの条件があります。

※制度の申し込みは、学校を通じて行います。学校からの案内を必ず確認してください。
※制度の詳細は、北海道総務部行政局学事課のホームページをご覧ください。

北海道総務部行政局学事課HP

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/gkj/>

